

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 9月 4日

広島市長

提出者

住所 広島市南区比治山本町11-27
氏名 医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院
理事長 平松 廣夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-256-3650

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院
事業場の所在地	広島市南区比治山本町11-27
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業		
②事業の規模	一般：80床、地域包括ケア：40床、回復期リハ：41床 サービス付き高齢者向け住宅：46戸、デイサービス他		
③従業員数	410名		
	排出事業場	収集運搬業者	最終処分業者
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	ヒロシマ平松病院	⇒ (株)衛生センター	⇒ (株)衛生センター
	ヒロシマ平松病院	⇒ (株)タイヨー	⇒ (株)カンサイ

別紙4
(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項												自ら行う再生利用に関する事項												自ら行う中間処理に関する事項												自ら行う埋立処分等に関する事項												処理委託に関する事項											
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用率への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																																									
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画																												
廃油																																																												
廃酸																																																												
廃アルカリ																																																												
感染性産業廃棄物	79.604	70																																																										
廃PCB等																																																												
PCB汚染物																																																												
PCB処理物																																																												
指定下水汚泥																																																												
鉛さい																																																												
有害産業廃棄物																																																												
廃石綿等																																																												
燃え殻																																																												
ばいじん																																																												
廃油(金属を含むもの)																																																												
汚泥(金属を含むもの)																																																												
廃臓(金属を含むもの)																																																												
廃アルカリ(金属を含むもの)																																																												
合計	79.604	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79.604	70	79.604	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

別紙管理体制図 参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性医療廃棄物・非感染性医療廃棄物を含む可燃ごみ等の分別一覧表を作成し、病棟へ掲示して適切な分類を周知し、医療廃棄物の排出抑制を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記取り組みを継続して実施する。また院内感染委員会等で医療廃棄物の排出抑制について説明し、周知する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性医療廃棄物・非感染性医療廃棄物を含む可燃ごみ等の分別一覧表を作成し、病棟へ掲示して適切に分別して破棄できるように取り組んでいる。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記の通りごみの分別については、入職時に隨時説明を行い周知する。また、院内ラウンド時に感染性医療廃棄物に指定されたもの以外が入っていないかを確認する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特別産業廃棄物の安全な処理の為、収集運搬・処分業の許可を受けた業者に年間委託を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後は、電子マニフェストを導入し、処分状況の確認と管理が行えるようにする。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	[79.604]t
②今後実施する予定の取組等	今後は、電子マニフェストを導入し、処分状況の確認と管理が行えるようにする。

管理体制図

